

＜役場から閉庁時間変更のお知らせ＞

7月1日より富士見町役場の業務終了時間が午後5時30分になりました。また、毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌水曜日）は午後7時まで、各種証明（一部を除く）発行・印鑑登録業務・町徴収金収納業務を行っております。どうぞ、ご利用ください。



国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

平成18年7月から、より納付しやすい環境とするため、従来からの全額免除と半額納付（半額免除）に四分の一納付と四分の三納付の新しい免除段階が加わります。

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定の所得以下の場合に該当します。

免除および一部納付は、市町村への申請が必要です。

なお、免除の一部納付保険料を納めないときは、未納の扱いとなりますので、ご注意ください。

国民年金保険料免除（一部納付）が4段階になります

国民年金からのお知らせ

◆免除の対象となる所得のめやす

（ ）は収入

	単身世帯	2人世帯(夫婦のみ)	4人世帯(夫婦・子2人いずれも16歳未満)
全額免除	57万円(122万円)	92万円(157万円)	162万円(257万円)
4分の1納付	93万円(158万円)	142万円(229万円)	230万円(354万円)
半額免除	141万円(227万円)	195万円(304万円)	282万円(420万円)
4分の3納付	189万円(296万円)	247万円(376万円)	335万円(486万円)

※2人世帯と4人世帯は夫婦のどちらかのみ所得がある世帯の場合です。

※所得は本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当している必要があります。

◆免除の場合の保険料月額と免除された期間の年金額(平成18年度額)

	全額免除	4分の1納付	半額免除	4分の3納付	定額保険料(免除でない方)
納める保険料月額	0円	3,470円	6,930円	10,400円	13,860円
年金額	3分の1	2分の1	3分の2	6分の5	全額

◆年金額の計算式

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \text{各免除の減額割合}}{480月(40年 \times 12月)}$$

〈お詫び〉
広報6月号でお知らせした「奉仕活動報告について」の富士見保育園の実施日は年間5回（記事：年間4回）の誤りでした。訂正してお詫びします。

資源物の出し方 ③

資源物収集の「ペットボトル」について紹介します。資源として出せるものは、毎月1回の資源物収集日に出してください。ごみ減量とリサイクル推進に向け、資源物収集にご協力をお願いします。

収集するペットボトルは、飲食物の容器に使用したものだけです。



このマークが目印です



※キャップ・ラベルは取り外してください。
くち元のリングはそのまま結構です。
※中の異物を取り除き、必ず水洗いをしてください。

【お問い合わせ】 建設課生活環境係 ☎62-9114 ①9114